

令和8年度山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、山形市空き家バンクの利用の推進及び子育て世帯の定住を図るため、当該空き家バンクに登録された空き家（以下「登録物件」という。）を購入した子育て世帯が当該登録物件を改修する場合において、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 この市に存する専用住宅及び併用住宅の居住専用部分をいう。
- (2) 空き家 住宅のうち、現に居住を目的とした使用が1年以上なされていない住宅（賃貸用若しくは法人所有又は新築後に居住の実態が全くない住宅を除く。）をいう。
- (3) 市内建設業者 山形県内に本店を有し、かつ、この市に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業主をいう。
- (4) 子育て世帯 子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）がいる世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（法人及び個人事業主を除く。）とする。

- (1) 登録物件について、協力事業者（山形市空き家バンク実施要綱（平成28年8月1日施行）第2条第5号に規定する協力事業者をいう。）の仲介により令和7年4月1日以後に売買契約を締結した者
- (2) 子育て世帯に属する者
- (3) この市の市税の滞納がない者
- (4) 当該登録物件に10年以上居住する意思がある者

(補助対象工事及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事で、この市が実施する他の制度による補助等を受けていない

ものとする。

- (1) 補助対象者が売買契約を締結した登録物件の改修を行う工事であること。
- (2) 補助対象者が市内建設業者と請負契約を締結し実施する工事であること。
- (3) 第6条第1項の規定による補助金の交付申請時において着工していない工事であること。
- (4) 令和9年2月20日までに第9条の実績報告書を提出することができる工事であること。
- (5) 別表に定める工事のいずれかに該当すること。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用とし、工事に付随する設計及び工事管理に要する費用並びに消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回とする。

（補助金の交付申請等）

第6条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付申請書（兼）同意書（兼）誓約書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の見積書又は金額が分かる書類の写し
- (2) 補助対象工事の平面図等で、工事箇所を確認することができるもの
- (3) 補助対象工事に係る現況写真
- (4) 登録物件に係る売買契約書の写し
- (5) 納税証明書（完納を示す直近のもので、納期未到来の表記のないもの）
- (6) 補助対象者とその世帯員全員に係る住民票の写し
- (7) 委任状（申請者との関係を確認することができるものを添付すること。補助金の交付の申請を第三者に委任する場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付決定（不交付決定）通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付申請期間内に補助金の交付予定額の総額が予算額を超えたときは、抽選により補助金の交付を決定するものとする。

（補助対象工事の変更及び中止）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第7条第1項第1号の規定により補助対象工事の内容の変更について市長の承認を受けようとするときは、山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付変更承認申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 変更内容が分かる書類

(2) 補助対象経費の見積書の写し（補助対象経費に変更がある場合に限る。）

2 交付決定者は、規則第7条第1項第2号の規定により補助対象工事の中止について市長の承認を受けようとするときは、山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付中止承認申請書（別紙様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請書の提出があったときは、速やかに変更又は中止の承認の可否を決定し、山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付変更（中止）承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定にかかわらず、交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、令和9年2月20日までに山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に係る契約書の写し

(2) 補助対象工事に係る領収書の写し

(3) 補助対象工事に係る写真で、補助対象工事の実施後の状況を確認することができるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、山形市子育て世帯向

け空き家バンク改修補助金額の確定通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けたときは、補助金の交付に係る請求書を市長に提出しなければならない。

（帳簿等の整備）

第12条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付の決定を受けた日が属する年度の翌年度から起算して10年間これらを保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象工事
・屋根の塗装、修繕若しくは葺替え（破風及び鼻隠しを含む。）又は雪止め（スノーストップ等）の設置若しくは修繕の工事
・雨どいの塗装、修繕又は取替えの工事
・外壁の塗装、吹付け、修繕又は張替えの工事
・軒天井の塗装、修繕又は張替えの工事
・床の修繕又は張替えの工事
・畳替え又は畳表替えの工事
・内壁の塗装、修繕若しくは張替えの工事又はクロス張替えの工事
・和室の塗り壁（じゅらく壁等）の修繕又は塗替えの工事
・天井の塗装、修繕若しくは塗替えの工事又はクロス張替えの工事
・建具の修繕（修繕に伴うふすま紙及び障子紙の張替えを含む。）又は取替えの工事

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付申請書（兼）同意書（兼）誓約書

山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金の交付を受けたいので、令和8年度山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、次の事項に同意し、及び誓約します。

- (1) 申請者の山形市の市税に係る滞納状況について、山形市が調査し、及び確認すること。
- (2) 法人又は個人事業主でないこと。
- (3) 申請に係る登録物件に10年以上居住する意思があること。
- (4) 申請登録物件は、購入前1年以上使用の実態がない空き家であったこと。

記

- 1 補助金の交付申請額 円
- 2 登録物件の所在地 山形市
- 3 山形市空き家バンク登録番号 第 号
- 4 工事の概要 別紙のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 補助対象経費の見積書又は金額が分かる書類の写し
 - (2) 補助対象工事の平面図等で、工事箇所を確認することができるもの
 - (3) 補助対象工事に係る現況写真
 - (4) 登録物件に係る売買契約書の写し
 - (5) 納税証明書（完納を示す直近のもので、納期未到来の表記のないもの）
 - (6) 補助対象者とその世帯員全員に係る住民票の写し
 - (7) 委任状（申請者との関係を確認することができるものを添付すること。補助金の交付の申請を第三者に委任する場合に限る。）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

概要書（空き家の改修）

登録物件所在地		山形市			
契約日/登録番号		年 月 日 / 第 号			
事業内容	施工者	所在地			
		事業者名			
		代表者		電話番号	
	工期（予定）	年 月 日から 年 月 日まで			
	補助対象経費の内容				
	補助対象経費の額				
	交付申請額	補助対象経費 × 2/3 = 千円 <・> 限度額 50万円 円（千円未満切捨て）			
	空き家への居住者（予定）	氏名	生年月日	続柄	
その他	<input type="checkbox"/> 購入した登録物件は、1年以上使用の実態がない空き家であった。 <input type="checkbox"/> 申請に係る登録物件に10年以上居住する意思がある。				
添付資料	<input type="checkbox"/> 見積書等の写し <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 空き家購入に係る契約書の写し <input type="checkbox"/> 納税証明書（納期未到来の表記のないもの） <input type="checkbox"/> 住民票謄本 <input type="checkbox"/> 委任状（申請を第三者に委任する場合に限る。）				

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付決定（不交付決定）通知書

年 月 日付で申請がありましたみだしの補助金につきましては、山形市補助金等の適正化に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり交付すること（交付しないこと）に決定しましたので、同規則第8条（令和8年度山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付要綱第7条第1項）の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守してください。
 - (2) 山形市監査委員の監査を受けることがありますので、関係書類を補助金の交付決定日が属する年度の翌年度の初日から起算して10年間は整理保管してください。
- 3 不交付の場合は、その理由

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により、補助金の交付の決定を受けたみだしの補助金について、補助対象工事の内容を下記のとおり変更・中止したいので、令和8年度山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付要綱第8条第1項（第2項）の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 変更したい補助対象工事の内容
- 3 変更したい補助対象工事に係る添付書類
 - (1) 変更内容が分かる書類
 - (2) 補助対象経費の見積書の写し（補助対象経費に変更がある場合に限る。）
- 4 変更（中止）の理由

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付変更（中止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請がありましたみだしの補助金に係る補助対象工事の変更（中止）の承認につきましては、適当（不適当）と認められるので、令和8年度山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付要綱第8条第3項の規定により下記のとおり承認（不承認と）します。

記

- 1 変更・中止 承認・不承認
- 2 変更した場合は変更後の補助金交付決定額 円
- 3 不承認とした場合は、その理由

年 月 日

（宛先）山形市長

報告者 住 所
氏 名
電話番号

山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知があった山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金について、令和8年度山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおりその実績について関係書類を添えて、報告します。

記

添付書類

- 1 補助対象工事に係る契約書の写し
- 2 補助対象工事に係る領収書の写し
- 3 補助対象工事に係る写真で、補助対象工事の実施後の状況を確認することができるもの
- 4 前3項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市子育て世帯向け空き家バンク改修補助金額の確定通知書

年 月 日付けで提出がありましたみだしの補助金に係る実績報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められますので、山形市補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

補助金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

確定補助金額 円